

再審訴状

2025年6月20日

最高裁判所 御中

再審原告訴訟代理人

弁護士 近 藤 博 徳

弁護士 椎 名 基 晴

弁護士 仲 晃 生

弁護士 仲 尾 育 哉

弁護士 山 西 信 裕

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

再審請求事件

訴訟物の価額 342万円

貼用印紙代 4000円

上記当事者間の最高裁判所令和7年(行ヒ)第56号行政上告受理事件について、令和7年5月26日に言い渡され、同年5月27日に確定した終局判決に対して再審の訴えを提起する。

もくじ

第1	不服申し立てにかかる判決の表示.....	- 3 -
第2	再審の趣旨	- 3 -
第3	再審の事由（民訴法338条1項9号）	- 3 -
1	判決書の必要記載事項としての「理由」	- 3 -
	（1）上告受理申立て事件の裁判の「理由」	- 3 -
	（2）違憲立法や違法行政が争われる事件での「理由」明記の憲法上の重要性 ...	- 5 -
2	判断遺脱による上告不受理の例文決定	- 6 -
	（1）対象事件の判決書は「理由」を明記していない	- 6 -
	（2）対象事件の判決書の結論は誤り	- 7 -
	（3）上告受理申立て理由についての判断遺脱（民訴法338条1項9号）	- 8 -
3	結論.....	- 10 -
第4	新たな攻撃防御方法の追加	- 10 -
1	憲法14条1項違反（立法目的の不存在）	- 10 -
	（1）差別的取扱いの存在	- 10 -
	（2）異なる取扱いを生じさせる法律の規定の種類	- 13 -
	（3）国籍法11条1項には異なる取扱いをする立法目的が存在しないこと	- 14 -
	（4）国籍法11条1項が憲法14条1項に適合する余地はあるか	- 18 -
	（5）小結	- 19 -
	（6）原判決の判示に対する反論	- 19 -
2	日本で効力を有する人権条約について	- 20 -
	（1）障害者の権利条約と専断的に国籍を奪われない権利	- 20 -
	（2）子どもの権利条約と国籍を保持する権利	- 21 -

第1 不服申し立てにかかる判決の表示

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

第2 再審の趣旨

最高裁判所令和7年（行ヒ）第56号行政上告受理事件について再審を開始するとの裁判を求める。

第3 再審の事由（民訴法338条1項9号）

1 判決書の必要記載事項としての「理由」

（1）上告受理申立て事件の裁判の「理由」

民事訴訟（国家賠償請求訴訟を含む。）及び行政訴訟の判決書の必要記載的事項の一つに「理由」がある（民訴法253条3号、297条、313条、122条、行訴法7条）。

ここでいう「理由」とは、「裁判はその当事者の主張が主張どおりであるかどうかを個々に判断し、それを総合して最終的な請求の当否の判断に至るものである

から、判決書の「理由」は、そのような最終的な判断に至る経過を明らかにするものでなければならない」（コンメンタール民事訴訟法Ⅴ、191頁）。

これを上告受理申立て事件に即していうと、上告受理申立て事件の裁判は、当事者の主張する上告受理申立て理由を検討したうえで、民訴法（行訴法7条においてその例によるものとされる民訴法。以下同じ。）318条1項に規定する「最高裁判所の判例と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる事件」に当たるか当たらないかの判断に至るものであるから、判決書の「理由」は、そのような事件に当たるか当たらないかの判断に至る過程を明らかにするものでなければならない。

この点について、上告受理は裁量だという構成になっているので「理由」を明らかにする必要はないとの見解があるのかも知れない。しかし、行政処分は裁量性があっても理由を附記することとなっており、裁量という構成だから理由が杜撰であって良いとはならない。行政処分の理由付記に関して、最高裁はその根拠を、「処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制する」（最判昭和38年5月31日民集17巻4号617頁）と説明し、「不服の事由に対応してその結論に至った過程を明らかにすべきである」（最判昭和37年12月26日民集16巻12号2557頁）としており、これは最高裁の判決にも妥当すると解される。「さもないと、裁判所の判断の慎重・合理性を担保することができず、恣意に流れ、裁判所は専制君主になり、とても法治国家の裁判とは言えないからである。」（阿部泰隆「最高裁上告不受理事件の諸相2」4～5頁）。

さらに言えば、「国民には裁判を受ける権利がある。それも、質の悪い裁判ではなく、良質の裁判を受ける権利を持っていると考えなければならない。法の支配の当然の帰結である。」（濱秀和「最高裁上告不受理事件の諸相1」17頁）。

このように、「理由」を記載することが裁判所に義務づけられているのは、「理由」は裁判が恣意に流されず慎重かつ合理的になされたのかどうかを判断するための材料となるものであり、その明示が適正手続保障（憲法31条）及び公正な

裁判を受ける権利の保障（憲法32条）にとって不可欠だからである。最終的な判断に至る経過が明らかでなければ、敗訴当事者は納得し難く司法に対する不信を抱え込む。研究者が判例批評することもできないから、裁判所は誤った判断をしても批判を全く免れることになり、安易な判断ミスを生む基にもなる（武藤春光「最高裁の持ち廻り合議と例文判決について」自由と正義48巻1号、90頁参照）。

「理由」すなわち最終的な判断に至る経過の明記は、裁判の適正と司法に対する信頼を確保していくうえで不可欠であり、それゆえに判決書の必要的記載事項とされるのである。

（2）違憲立法や違法行政が争われる事件での「理由」明記の憲法上の重要性

違憲立法や国や自治体による違法行政が問題とされる事件の裁判では、「理由」すなわち最終的な判断に至る経過を明記することが一層重要である。

憲法は国民の権利自由の侵害を防ぐために三権分立と三権による相互抑制を基本構造として定めているが、違憲立法や違法行政を国民が争う裁判で「理由」すなわち最終的な判断に至る経過が明記されなければ、国民は立法権と行政権に対する司法権による抑制が適正に機能しているかを判断できない。「理由」の明記がなければ国民は、司法権の立法権と行政権に対する抑制機能が失われる徴候が水面下で生じてもそれに気づくことができず、憲法の基本構造が変質あるいは崩壊しつつあってもそれを止める機会を失う。国民に憲法が命じた、憲法上の自由や権利を保持するための不断の努力（憲法12条）の機会を奪い、「現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託」された基本的人権（憲法97条）の保障を弱め、気がつけば裁判所が行政府（司法省）の一部に過ぎず違憲立法審査権（一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限。憲法81条）も有しなかった明治憲法下と同様の体制に人知れず逆戻りしていたという事態になりかねない。

逆に「理由」の明記があれば、国民は、立法権と行政権に対する司法権による

抑制が適正に機能しているかを個々の裁判を通して確認し、判断できる。危険な徴候が見えれば、三権分立の確保と三権の相互抑制機能の維持を図るために努力し、対応することができる。

このように、三権分立という憲法の基本構造の下では、違憲立法や国や自治体による違法行政が問題とされる事件の裁判において「理由」すなわち最終的な判断に至る経過を明記することに一層の重要性がある。

2 判断遺脱による上告不受理の例文決定

(1) 対象事件の判決書は「理由」を明記していない

対象事件の裁判は「上告不受理の例文決定」であった。

その形式は、一応、「第2 理由」という表題の下に「本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。」と記載されており、理由を明記しているかにみえる。

しかし、上記1(1)のとおり、上告受理申立て事件の判決書の「理由」は、「最高裁判所の判例と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる事件」に当たるか当たらないかという最終的な判断に至る過程を明らかにするものでなければならない。対象裁判の例文決定が“理由”として挙げる部分は最終的な判断(結論)を述べるものに過ぎず、判決書の必要的記載事項たる「理由」は述べてはいない。

もちろん上告受理申立て事件でも、上告受理の例文決定であれば、別に具体的に「理由」が記載されていなくても、その理由は了解できる。しかし、上告不受理の場合は、上告受理申立て理由についての個別的、具体的な主張に対し単に一般的、抽象的、画一的、形式的な例文決定の理由を示されるだけでは、具体的にどういう理由で「最高裁判所の判例と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる事件に当たらない」と判断されたのが、わからない(位野木益雄「上告事件の判決理由(再論)」判例時報1533

号、3頁参照)。上告不受理決定では、最終的な判断に至る過程を明らかにする「理由」が明記されなくてはならない。

したがって、対象裁判の上告不受理の例文決定には、理由不備の違法すなわち上告理由(民訴法312条2項6号)があるというほかない。

(2) 対象事件の判決書の結論は誤り

理由不備の違法が直ちに再審事由となるわけではないが(民訴法338条参照)、本件の対象事件は国籍法11条1項の違憲性を争う事件であり、上記1(2)のとおり「理由」の明記が一層重要な類型の事件である。この類型の事件で上告不受理とするにあたり、なぜ理由不備の例文決定が選ばれたのか。

上告受理申立て理由が、憲法や法令の解釈とは無関係であると判断されたのかも知れない。

しかし、一般に法律の違憲性が争われる訴訟では、我が国の「法令」の頂点に立つ憲法の解釈が争われるし、個別具体的な法律の条項の解釈も問題になる。対象事件をみても、訴訟物は再審原告が日本国籍を有しているか否かであり、訴訟物についての判断の前提として国籍法11条1項の憲法適合性が判断されることが必要不可欠であるから、対象事件が憲法や法令の解釈とは無関係であるということとはあり得ない。対象事件の原審である控訴審判決も、第一審判決が国籍法11条1項の合憲性を「争点1」として挙げたことをふまえて、(1)国籍法11条1項が憲法22条2項に違反するか否か(8頁)、(2)国籍法11条1項が憲法10条の立法裁量を逸脱するか否か(9頁)、(3)国籍法11条1項が憲法14条1項に違反するか否か(10頁)、(4)国籍法11条1項が憲法98条2項、31条に違反するか否か(12頁)が争点であるとして、憲法の各条項の趣旨と国籍法11条1項の立法目的を解釈し、結論を導いている。対象事件が法令(憲法及び国籍法11条1項)の解釈に関する重要な事項を含む事件であることはその第一審及び控訴審の判断内容をみれば明らかである。

さらに言えば再審原告は、上告受理申立て理由書22～40頁において、憲法

全体が保障する基本的人権とは何かという憲法を頂点とする法体系の下の法令解釈の基礎となり出発点となる事項について、憲法11条等の制定時の議論を引用して主張を行っており、これが「法令の解釈に関する重要な事項」に当たらないとはどうして考えられない。憲法がいかなる基本的人権を保障しているかは、その人権を制約すると考えられる下位法令の解釈に影響し、合憲限定解釈の必要性や可能性を判断する際に極めて重要な意味を有するからである。

再審原告はまた、上告受理申立て理由書70～78頁において、訴訟物の判断に影響を及ぼす国籍法11条1項の立法目的、並びに国家賠償法上の違法性判断の基礎となる事実及びその解釈とあてはめについて、詳細に主張している（本書面第4・1で国籍法の解釈について追加の主張も行う。）。本件が「法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる事件」に当たらないなどという結論はあり得ない話である。

加えて、再審原告が上告受理申立て理由書9～70頁でこれも詳細に述べたとおり、控訴審判決は最高裁判例との深刻な不整合を多数抱えている。この点だけをみても対象事件が憲法及び国籍法11条1項の解釈に関する重要な事項を含む事件であることは明らかである。

したがって対象事件が「最高裁判所の判例と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる事件に当たらない」とする結論は、明らかに誤りである。

このように対象事件の裁判書は、「理由」を明記せず明らかに誤った結論を下したものである。

そこで、裁判所が「理由」を明記せず明らかに誤った結論を下したのはなぜかが、次の問題となる。

（3）上告受理申立て理由についての判断遺脱（民訴法338条1項9号）

答えは、「結論ありきで上告受理申立て理由について判断しなかったから」以外にあり得ない。

最高裁は、最高裁への記録到着（到着通知は2025年2月25日付）からわずか3カ月間（最高裁が休日となるゴールデンウィーク期間を含む。）で、総ページ数103頁、これまでに下級審はもちろん学界でも論じられたことのない新しい論点を多数含む上告受理申立て理由書に記載された上告受理申立て理由に対して、上告不受理の決定を下した。多忙の噂の高い最高裁が、きちんと検討し終えたと結果とは考え難い。総ページ数106ページに及ぶ上告理由書で詳細に展開された上告理由についても、その内容が上告受理申立て理由書とまったく同一とはいえないものであるにも関わらず、同じ期間で棄却決定がなされていることをあわせ考えれば、なおさらである。

このように対象事件の上告不受理の例文決定は、判決に影響を及ぼすべき重要な事項（上告受理申立て理由）について検討も判断もせずになされたとみるべき客観的事実がある。

そもそも例文決定は、多数の事件を抱えて多忙な最高裁判所の負担を軽減するために行われてきた慣行とされる。上告受理の決定や民対民の事件で利用する場合には、例文決定という慣行にもそれなりの合理性があるのかも知れない。しかし先述のとおり、上告不受理の例文決定は、最高裁の判断に対する適正な批判や評釈をできなくするという本質的な性質を有する。特に、国や地方自治体を相手方として市民が起こした訴訟での上告不受理に例文決定を用いることは、司法が違憲立法や違法行政を監視すべきとする憲法の基本構造をふまえるなら、裁判所が違憲立法や違法行政に目を瞑ったことへの批判を封じるためとの誹りを免れない。かかる事件における上告不受理の例文決定は「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があった」（民訴法338条1項9号）とみなされるべきである。そして、この「みなし」に対する明確で具体的な反証がない限り、判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこととなる。

対象事件はまさに違憲立法を争う訴訟であるから、「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があった」とみなされる。この「みなし」に対す

る反証はなく、むしろ上述のとおり、上告受理申立て理由についてきちんとした検討をしていないことを強く確信させるに足る事情がある。

したがって、対象事件の上告不受理の例文決定には民訴法338条1項9号の再審事由がある。

3 結論

よって、再審原告は、民訴法338条1項9号に基づき、本件について再審開始の決定を求め、もって大法廷での憲法判断を求める。

第4 新たな攻撃防御方法の追加

再審開始決定がなされた場合に備えて、主張及びその理由を追加して述べる。

1 憲法14条1項違反（立法目的の不存在）

国籍法11条1項は、国籍選択制度（14条）の利用の機会について、外国国籍を志望取得した者と、生来的複数国籍者その他の複数国籍者との間で、異なる取扱いを生じさせており、これが憲法14条1項の平等原則に違反するのではないかが問題になる。しかしながら、国籍法11条1項には、そもそもかかる異なる取扱いを生じさせる立法目的は存在しなかったものであり、同条項による取扱いの差異は合理的な根拠を欠くものとして、憲法14条1項に反する差別的な取扱いである。以下、詳述する。

（1）差別的取扱いの存在

ア 日本国籍者と外国国籍者（本国の国籍法が血統主義を採用する場合）の夫婦の子は、出生時に日本国籍及び外国国籍を取得し、生来的に複数国籍となる（国籍法2条1号）。また、日本国籍者が、外国国籍者との婚姻や、外国国籍者による認知により、当該外国の法律に基づき自動的に当該外国国籍を付与されたり、あるいは親が外国に帰化したことに伴い子が自動的に当該外国の国籍を付与さ

れる場合（当然取得）は、国籍法11条1項の「自己の志望によって外国の国籍を取得した」の要件の反対解釈によって、日本国籍を保有したまま外国国籍を取得し、複数国籍となる。さらに、外国国籍の婚外子が18歳になる前に日本国籍者である父の認知を受けた上で法務大臣に国籍取得の届出をしたとき（国籍法3条1項）、国籍法12条により日本国籍を喪失した者が18歳になる前に日本国内に住所を有して法務大臣に国籍取得の届出をしたとき（国籍法17条1項）、日本に帰化しようとする外国国籍者についてその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると法務大臣が認めて帰化を許可したとき（国籍法4条、5条1項5号、同条2項）は、これらの外国国籍者は、外国国籍を保持したまま、自己の志望によって日本国籍を取得し、複数国籍となる。

国籍法は、これらの複数国籍（生来的複数国籍、外国国籍の当然取得による複数国籍、日本国籍の志望取得による複数国籍）の発生を制度上認めており、発生した複数国籍は国籍選択制度（国籍法14条）によって事後的に解消することを予定している。そして選択期間を過ぎても国籍選択をしない者に対しては、直ちに日本国籍を喪失するものとはせず、本人に国籍選択が必要であることを具体的に認識させて選択の機会を保障する（甲5・法制審議会議事録5頁）ために、法務大臣が国籍選択の催告を行う制度を設けている（国籍法15条）。加えて、国籍の喪失は本人及び家族に重大な影響を与えるとの配慮から、法務大臣による選択催告はその制度が設けられた1984年法改正以来、一度も行われたことがない（甲35・平成16年6月2日衆議院法務委員会議録10頁最下段、甲6・日本弁護士連合会調査報告書14頁）。

イ 日本国籍者が外国国籍を志望取得した場合、仮に国籍法11条1項が存在しなければ、その者は一旦日本国籍と外国国籍の複数国籍となった上で、上述した国籍選択制度によって事後的に複数国籍を解消することが求められ、その際には国籍選択の機会が与えられることとなる。

しかるに、国籍法11条1項は、外国国籍を志望取得した日本国籍者についてのみ、事後的な国籍選択の機会を与えず、外国国籍の取得と同時かつ自動的に日本国籍を喪失させる。その際に本人が「外国国籍を取得したら日本国籍を喪失する」との認識を有することは同条項の適用の要件となっておらず、したがって外国国籍の取得によって日本国籍を喪失することを認識していなくても、外国国籍の志望取得によって日本国籍を喪失する。

ウ このように、国籍法11条1項は、外国国籍を志望取得した日本国籍者に限って、事後的な国籍選択の機会を与えず、本人の認識の有無を問わずに日本国籍を喪失させるものであり、国籍選択の機会の有無について、他の複数国籍者と異なる取扱いを生じさせているものである。したがって、かかる異なる取扱いを生じさせる国籍法11条1項の憲法14条1項適合性が問題となる。

エ なお、上記の異なる取扱いの有無については、事前に外国国籍を取得するか否かを選択する機会があったとか、国籍法11条1項が外国国籍の志望取得による日本国籍の喪失という法律効果を明記していることを踏まえて、日本国籍の喪失という結果を認識することが可能であった、等の指摘がなされる。

しかしながら、「外国国籍を取得するか否かを選択する機会」とは、外国国籍を取得するか取得しないか、の選択の機会であり、日本国籍を離脱するか離脱しないか、の選択に関する機会ではない。外国国籍を取得することと日本国籍を喪失することは別個の事柄であり、国籍法11条1項の存在によってはじめて「外国国籍の取得＝日本国籍の喪失」という効果が生じているのであるから、同条項の要件・効果を具体的に認識していなければ、外国国籍を取得することによって日本国籍を喪失する、ということを知することはできず、外国国籍を取得する際に「外国国籍を取得して日本国籍を放棄するか、外国国籍の取得を断念して日本国籍を保持するか」という選択、言い換えれば「日本国籍を放棄するか保持するか」という選択をすることは不可能である。したがって、「外国国籍を取得するか否かの選択の機会がある」ことをもって、国籍法14条1

項の国籍選択と同じ国籍選択の機会があったと言うことはできない。

また、国籍選択制度は国籍法14条1項で国籍選択期間内の選択義務を明示しているにもかかわらず、さらに国籍法15条が規定する書面による選択催告の通知によって本人に国籍選択の必要性を具体的に認識させるものとしているのであり、このことと、国籍法11条1項が国籍喪失の効果を明記していることを理由に、国籍選択の必要性に関する本人の具体的な認識を問わずに日本国籍を喪失させることとを対比するならば、やはり国籍選択の機会の保障について外国国籍の志望取得者と他の複数国籍者との間には取扱いの差異が存在する。

オ 以上の通りであるから、国籍法11条1項は外国国籍を志望取得した日本国籍者について、国籍選択の機会の保障の有無・程度について、他の複数国籍者と異なる取扱いを生じさせているものである。

(2) 異なる取扱いを生じさせる法律の規定の類型

ア ある法律の規定が異なる取扱いを生じさせている場合を具体的に検討すると、

①ある要件や効果を定めた法律の規定に対して、一部の対象者について異なる取扱いをする目的で、要件あるいは効果の点で異なる取扱いをする別の規定を設ける、という類型と、②一つの法律の規定の中に、対象者の一部について異なる取扱いをすることを目的とした要件あるいは効果の定めを設ける、という類型が存在する。

イ 上記の①は、尊属殺重罰規定がこれに該当する。すなわち、普通殺の規定に対して、「尊属に対する敬愛や報恩という自然的情愛ないし普遍的倫理の維持尊重」という立法目的のために、「尊属を殺害」した者に対し「死刑又は無期懲役」という加重された刑罰を課す、という異なる取扱いをする尊属殺規定を設けるものである。

ウ 上記の②は、最高裁大法廷平成20年6月4日判決（最高裁判所裁判集民事228号101頁）が違憲とした改正前国籍法3条1項や、やはり最高裁大法廷平成25年9月4日判決（最高裁判所民事裁判集67巻6号1320頁）が

違憲とした非嫡出子相続分差別規定（民法 900 条 4 号ただし書前段）がこれに該当する。すなわち、改正前国籍法 3 条 1 項は、届出による国籍取得を認める対象から非嫡出子を除外するために、「父母の婚姻」要件を設け、また廃止される前の民法 900 条 4 号ただし書前段は、嫡出子と非嫡出子で相続の権利について異なる取扱いをするために、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の 2 分の 1 とし」との規定を設けていた。

エ このように、異なる取扱いを生じさせる法の規定の在り方には、別個の規定を設けることによって差別的取扱いを生じさせている場合と、一つの規定の中のある要件若しくは効果の定めによって差別的取扱いを生じさせている場合があるが、いずれの場合も、ある立法目的を達成するために、意図的に（特別の規定を設けることによって、あるいは異なる取扱いをする要件を設けることによって）異なる取扱いを生じさせているものである。

オ 本件で問題となっている、国籍法 11 条 1 項は、この規定がなければ一旦複数国籍となった上で国籍選択の対象となるはずの、外国国籍を志望取得した日本国籍者について、同条項を設けることによって、事後的な国籍選択の機会を与えない、という異なる取扱いを生じさせているものであり、上記の①の類型に該当するものである。

（3）国籍法 11 条 1 項には異なる取扱いをする立法目的が存在しないこと

ア ある法律によって異なる取扱いが生じている場合に、立法府の裁量権を考慮しても、なおその異なる取扱いをすることの立法目的に合理的な根拠が認められない場合、又はその具体的な異なる取扱いと上記の立法目的との間に合理的関連性が認められない場合には、当該異なる取扱いは、合理的な理由のない差別として、憲法 14 条 1 項に違反するものとなる。

そこで、国籍法 11 条 1 項は国籍法 14 条が規定する国籍選択制度に対して、どのような立法目的のもとで、その達成手段として外国国籍を志望取得した日本国籍者についてのみ国籍選択の機会に関して異なる取扱いを設けたのか、を

検討する必要がある。

イ 現行国籍法における複数国籍解消の中核的制度である国籍選択制度は、1984年の国籍法改正によって新設されたものである。他方、国籍法11条1項の制度は旧国籍法の時代からほぼ同じ内容で存在する（旧法20条、改正前法8条）が、旧国籍法及び改正前国籍法には国籍選択の制度は存在しなかったから、旧法20条及び改正前法8条当時、「外国国籍を志望取得した者に国籍選択の機会があるか否か」という検討はなされなかったことが明らかである。

そして、1984年改正によって国籍選択制度が新設された際に、複数国籍者の発生を認めた上で国籍選択の機会を保障する新しい仕組みと、複数国籍の発生を防止するために日本国籍を喪失させる国籍法11条1項の制度の整合性について検討された形跡は、国会の審議録や法制審議会の議事録を見ても皆無である。

ウ そもそも、1984年法改正の当時には、国籍法11条1項の立法趣旨について、講学上は「新たに取得した外国の国籍を優先させて、従来もっていた日本の国籍を喪失させることが、国籍非強制の理想からも当然と考えられるからである。けだし、自己の志望によって外国の国籍を取得するということは、その反面、当然に従来の国籍を放棄する暗黙の意思があると認めるべきである」（甲8（昭和56（1981）年10月初版第7刷発行）・59頁）と理解されていた。「国籍非強制の理想」とは、要するに本人の意思を無視して国籍を取得させたり、国籍の離脱を制限することをしてはいけない、という考え方であり、国籍法11条1項（改正前法8条）による国籍喪失は本人の意思による日本国籍の離脱の一つであると位置づけられていた（その背景には、当時の諸外国の国籍法制では国籍取得の際に原国籍の離脱が条件とされていることが一般的であり、外国国籍の取得を希望するときは同時に日本国籍の離脱も希望するものと理解しやすい、という事情があったものと解される）。

また、乙8「外事法・国籍法」（黒川忠正・細川清）363頁においても「自

己の志望によって外国の国籍を取得することは、反面当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであるとともに、二重国籍の発生を防止するためにも、外国の国籍を取得することによって当然に国籍を喪失することが必要だからである。したがって、国籍法11条1項の規定は、国籍離脱の自由の実現と国籍の積極的抵触の防止を目的としたものと言うことができる。」としており、同条項による日本国籍喪失の根拠を本人の日本国籍放棄の意思に求めている。

また、1984年の国籍法改正の審議の際に、法務省担当者は、「国籍を持つ権利といいますのは、現にその国の国民であるという者、すなわち先ほどの概念で申し上げますと、国家の構成員であるという地位に既に立っている者を、その構成員でなくなすということにつきましては、ほしいままに自分の持っている国籍を奪われないという意味では一つのはっきりした権利といえようかと思えます。」(甲8・3頁第4段)、「我が国の国籍法におきましては、日本の国籍を持っておる者について、本人の意思なしに日本の国籍を失わせるという規定は設けておりません。」(同・4頁第2段)と答弁していた。このことから分かるように、国も、1984年法改正当時は改正前法8条及びこれを引き継いだ国籍法11条1項は、本人の意思による国籍の離脱と考えていたのであって、同条項による日本国籍の喪失を「志望による外国籍の取得によって自動的に生じる効果」であるとは認識していなかった。

以上述べた、改正前法8条及び国籍法11条1項に対する1984年法改正当時の国や研究者の認識を前提とするならば、新設された国籍選択制度による日本国籍の離脱も、旧来からある国籍法11条1項による日本国籍の喪失(放棄)も、同じく本人の意思に基づくもの、ということになる。したがって、両者の整合性の検討に思い至らなかったのは、むしろ当然とすることができる。

エ このように、1984年の法改正当時、立法者は新設される国籍選択制度を前提として、国籍法11条1項の対象者に限って国籍選択の機会を与えずに本人の意思に反して日本国籍を喪失させる、という異なる取扱いが生じることを

認識していなかったものであり、したがって異なる取扱いをすることの目的ももちろん存在しなかった。つまり、1984年法改正時において国籍法11条1項は、国籍法14条の国籍選択制度に対して、外国国籍を志望取得した者については国籍選択の機会を与えないという異なる取扱いをすることを目的として設けられた規定ではなく、したがって外国国籍を志望取得した者に限って国籍選択の機会の保障について異なる取扱いをすることの立法目的も存在しないのである。

しかるにその後、国籍法11条1項による日本国籍の喪失が本人の意思によるものではなく法の規定による効果であることが指摘され(甲10・120頁、甲3・131頁、甲11・339頁)、さらに本件訴訟を含め国籍法11条1項の憲法14条1項適合性を争う一連の裁判において、生来的複数国籍者等と国籍法11条1項の対象者との間で国籍選択の機会の有無について取扱いの差異が生じていることが指摘されている。しかしながらこの取扱いの差異は、1984年法改正時の立法者が意図して作出したものではなく、前述したとおり法改正時に両制度の整合性について立法者が検討を欠いた結果生じたものである。

オ 法の下での平等を定める憲法14条1項は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止するものである(最高裁昭和39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676頁、最高裁昭和48年4月4日大法廷判決・刑集27巻3号265頁、平成20年最大判等)。

しかるに、上述の通り、国籍法11条1項は国籍選択の機会の保障について外国国籍を志望取得した者を生来的複数国籍者等に対して異なる取扱いをすることを目的として設けられた規定ではなく、かかる取扱いの差異を設けることの立法目的自体が存在しない。したがって、国籍法11条1項による、国籍選択の機会の保障についての異なる取扱いは、「事柄の性質に即応した合理的な根拠」に基づくものとはいえないものである。

(4) 国籍法 11 条 1 項が憲法 14 条 1 項に適合する余地はあるか

ア ある法律の規定によって差別が生じている場合において、その差別を生じさせることに「合理的な根拠」がなければ、当該法律は憲法 14 条 1 項に違反するものとして無効となるのであり、国籍法 11 条 1 項が憲法 14 条 1 項に違反するものであることは、上述したところから明らかである。

イ このように、「合理的な根拠」なく差別的取扱いを設けている国籍法 11 条 1 項が、なお憲法 14 条 1 項に適合すると判断される余地がありうるとは容易には考えがたい。

その上で、もしそのような可能性を検討するならば、

- ・ 国籍法 11 条 1 項によって剥奪される日本国籍が極めて重要な法的地位ないし資格であること、
- ・ 憲法 22 条 2 項が(複数国籍者の存在を前提にして)日本国籍を離脱するか否かの選択の自由を保障していること、
- ・ 国籍法が生来的複数国籍者等の複数国籍の発生を広く認めた上で、本人に国籍選択の機会を保障しつつ、事後的に複数国籍を解消するという立法政策を採用しており、その範囲では「複数国籍による弊害の防止」の要請よりも「本人の意思による国籍離脱の機会を保障する」という利益を優先させる立法政策を採っていること、
- ・ 現実社会においておよそ 110 万人を超えるとも推測される複数国籍者が既に存在し、その数は年々増加しており、それによる社会的問題は発生しておらず、国自身も複数国籍者の増大を容認していること、

等を踏まえた上でなお、これらの事情や要請を超えて、外国国籍の志望取得者の日本国籍を剥奪してまで複数国籍の発生を事前に抑止すべき法的・社会的必要性があるか、が厳密に検討されなければならない。

しかしながら、かかる必要性が存在しないことは、再審原告が一審以来繰り返し主張してきたところから明らかである。

(5) 小結

以上より、本人に事後の国籍選択の機会を与えずに、外国国籍の取得と同時に自動的に日本国籍を喪失させる国籍法11条1項は、憲法14条1項に反し無効である。

(6) 原判決の判示に対する反論

ア 原審である福岡高裁令和6年10月10日判決は、外国国籍の当然取得や生来的取得との対比において「外国国籍の志望取得以外の形態で複数国籍となる者については、直ちに日本国籍を失うものとはせず、事後的に国籍を選択する制度を設けることに合理性がある。他方で、外国国籍の志望取得者については、自己の意思に基づいて外国国籍を取得したのであるから、外国国籍取得後に国籍を選択する機会を与える必要性に乏しく、重国籍から生ずる弊害をできる限り防止し解消するためには速やかに日本国籍を喪失させることが望ましいといえる。」と判示し(10頁)、「重国籍から生ずる弊害をできる限り防止し解消するために速やかに日本国籍を喪失させる」ことが国籍法11条1項の立法目的であるかのように論じる。

イ 改正前国籍法は、複数国籍の発生を防止する制度(改正前法8条の他に、同法2条1号2号、同法4条5号、同法9条)を有する一方で、一旦発生した複数国籍(改正前法の下でも、配偶者である外国国籍者の本国法が父母両系血統主義を採用していた場合の夫婦の子や、外国国籍を当然取得した場合、さらに国籍留保届(改正前法9条)をした場合等は、複数国籍が発生した)を事後的に解消することを目的とした制度は存在しなかった。

複数国籍の事後的解消のための制度は1984年法改正においてはじめて採用されたものであるが、同改正によって帰化の原国籍離脱要件の例外を認めたり(国籍法5条2項)、準正(現在では認知)による国籍取得(国籍法3条1項)や国籍再取得(国籍法17条1項)など、積極的に複数国籍の状態を作出する制度を新設する一方で、改正前法8条を11条1項として存続させることにつ

いて、「重国籍から生ずる弊害をできる限り防止し解消するために、外国国籍を志望取得した者の日本国籍は速やかに喪失させる」必要性について検討され議論されたことを裏付ける議事録や論文等の文献資料は存在しない。

ウ したがって、1984年法改正時に、「重国籍から生ずる弊害をできる限り防止し解消するために速やかに日本国籍を喪失させる」必要性という観点から、外国国籍を志望取得した者を他の複数国籍の場合と異なる取扱いをすることを意図していたとは解しがたい。

2 日本で効力を有する人権条約について

本節では、日本が批准し日本で効力を有する2つの人権条約の条文を明示することで、専断的に国籍を奪われない権利（世界人権宣言15条2項。国籍を保持する権利ともいう。）が憲法により保障されるという従前の主張（上告受理申立て理由書22～40頁）を補強する。

（1）障害者の権利条約と専断的に国籍を奪われない権利

ア 人権条約上の権利

人権条約上の権利は、「平等かつ奪い得ない権利」すなわち“基本的人権であると考えられるもの”である。人権条約上の権利は、いずれも金森国務大臣がいうところの「総ての基本的人権」に含まれるものとして「政治の実際に於て将来実証出来」たものである（甲157・252頁）。日本政府は、複数の人権条約を批准しており、それらの人権条約がすべての人類に保障する権利について、基本的人権であると認識して、条約批准に至っている。

したがって、人権条約がすべての人類に保障する権利は、日本国憲法が保障する基本的人権に当然に含まれるものであり、日本政府もそのことを認識している。

イ 障害者の権利条約と専断的に国籍を奪われない権利

障害者の権利条約は、人権条約のうち、日本政府が2014年1月20日に

批准し、同年2月19日に日本における効力が発生したものである。

障害者の権利条約18条1項(a)は、次のとおり定めている。

1 締約国は、障害者について次のことを確保すること等により、障害者が、他の者との平等の基礎の上に、移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。

(a) 障害者が、国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を専断的に又は障害に基づいて奪われないこと。

この条項は、障害者が障害ゆえに不利に扱われることのないよう、ベースラインとしての「専断的な国籍剥奪の禁止」(世界人権宣言15条2項)に加えて「障害に基づく国籍剥奪の禁止」を障害者に保障したものである。したがって、障害者には専断的に国籍を奪われない権利があり、人権条約上のこの権利は、上記のとおり、憲法上の基本的人権である。

そして、障害者についてのみ専断的に日本国籍を奪われない権利が保障されるとすることに合理的理由はないから、健常者も専断的に日本国籍を奪われない権利を等しく保障される。

すなわち、専断的に日本国籍を奪われない権利(日本国籍を保持する権利)は、障害の有無に関わりなくすべての日本国民に対して「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられ」て保障される「基本的人権」である(憲法11条)。

原判決(控訴審判決)はこれと異なる判断をしており、憲法に違反する。

(2) 子どもの権利条約と国籍を保持する権利

ア 人権条約上の権利

人権条約がすべての人類に保障する権利は、日本国憲法が保障する基本的人権に当然に含まれるものであり、日本政府もそのことを認識していることは、

上記（１）アで述べたとおりである。

イ 子どもの権利条約と国籍を保持する権利

子どもの権利条約は、人権条約のうち、日本政府が1994年4月22日に批准し、同年5月22日に日本における効力が発生したものである。

子どもの権利条約が保障する権利も、金森国務大臣がいうところの「総ての基本的人権」に含まれるものとして「政治の実際に於て将来実証出来」たものであり（甲157・252頁）、憲法によって保障される基本的人権である。

同条約8条1項は、次のとおり定めている。

- 1 締約国は、子どもが法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について、不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

したがって、日本国籍の子どもには、不法に干渉されることなく日本国籍を保持する権利（専断的に日本国籍を奪われない権利と同義である。）が、憲法上の基本的人権として保障される。そして、不法に干渉されることなく日本国籍を保持する権利が子どもにのみ保障されて大人には保障されないことに合理的理由はないから、大人も同権利を等しく保障される。（なお、子どもの権利条約8条1項が国籍を保持する権利の「尊重」を子どもについてのみ求める文言となっているのは、同条約の基本原則が「子どもの最善の利益」だからであり（3条1項、子どもの権利委員会による一般的意見14号パラグラフ1）、子どもについて大人とは異なる「尊重」を求めることには合理的理由がある。）

したがって、不法に干渉されることなく日本国籍を保持する権利（専断的に日本国籍を奪われない権利）は、年齢にかかわらずすべての日本国民に対して「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられ」て

保障される「基本的人権」である（憲法11条）。

原判決（控訴審判決）はこれと異なる判断をしており、憲法に違反する。

以上

附属書類

再審訴状副本	1通
不服申し立てに係る判決の写し	1通
訴訟委任状	1通
除斥申立書（裁判官）	1通
忌避申立書（裁判官）	1通
忌避申立書（調査官）	1通

以上